

令和7年12月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和7年度12月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年12月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件 名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 健康政策課 医療・保険課	3 4 5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 債務負担行為に関する調書	障がい福祉課ほか	8

【予算関係以外】

(報告事項)

報告番号	件 名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）	福祉保健課	9
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）	福祉保健課	10
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年11月5日専決）	健康政策課	11
	(5) 鳥取県看護職員修学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（令和7年11月5日専決）	医療政策課	12

補正予算説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
健 康 政 策 課	1,391,462	208,152	1,599,614	104,076			104,076	
部 計	53,660,120	208,152	53,868,272	104,076			104,076	
説 明								
主な事業								
・ (新) [債務負担行為]献血運動推進全国大会業務負担金								

令和7年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

7目 難病対策費

健康政策課(内線: 7769)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	1,055,710	208,152	1,263,862	104,076			104,076	
トータルコスト	補正前: 1,081,737千円 (3.3人)、補正: 208,941千円 (0.1人)、計: 1,290,678千円 (3.4人)							

1 事業の目的、概要

医療費の公費負担や療養生活の向上に資する事業を実施することにより、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び生活の質の維持向上を図るために、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病に罹患している患者に対して、同法に基づきその治療に要した医療費の一部を公費負担する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
難病等医療費助成事業	国の指定難病(348疾患)の患者に要した医療費の一部について公費負担を行うに当たり、その負担額が当初予算額を上回る見込みであることから、不足分を増額補正する。(国1/2、県1/2)	208,152

3 その他

難病患者数の増加や高齢化による長期の治療の他、高額な治療薬の保険適用等により難病医療費は増加している。

<鳥取県の患者数> 全体数5,792人 うち75歳以上1,950人 (33.7%) (令和6年度末時点)

0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~74歳	75歳以上
1人	14人	243人	377人	635人	767人	1,040人	765人	1,950人

<難病患者数・医療費助成額の推移>

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
県内患者数	4,343人	4,574人	5,104人	5,171人	4,840人	5,628人	5,792人
医療費公費負担額	717百万円	793百万円	815百万円	893百万円	937百万円	951百万円	1,012百万円
指定難病数	331	333	333	338	338	338	341

※患者数とは、公費負担を受けられる医療受給者証を所持している者の数であり、各年度末の数値を集計したもの。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

4目 薬務費

医療・保険課（内線：7977）

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 献血運動推進全国大会業務負担金	0	(債務負担行為) 30,000	(債務負担行為) 30,000	0			(債務負担行為) 30,000	
トータルコスト	補正前：0千円 (0人)、補正：789千円 (0.1人)、計：789千円 (0.1人)							

1 事業の目的、概要

「献血運動推進全国大会」は、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的として、毎年「愛の血液助け合い運動」の期間中（7月1日～31日）に開催されており、第62回献血運動推進全国大会は本県において開催される。

令和7年11月6日に設立した「第62回献血運動推進全国大会実行委員会」に対し、大会の開催費を負担する。

2 主な事業内容

プレリハーサル（令和8年5月又は6月）や大会本番（令和8年7月）等に万全の体制で備えるため、実行委員会において令和7年度内に大会運営の準備※を開始する必要があることから、実行委員会負担金について、債務負担行為を設定する。

※大会進行、会場設営・装飾、受付等の設置等の専門業者への委託

<債務負担行為額>

30,000 千円

(参考) 第62回献血運動推進全国大会（鳥取県大会）について

○開催日：令和8年7月10日

○会場：米子コンベンションセンター

○主催：厚生労働省、日本赤十字社、鳥取県

○参加者見込：約1,500名（都道府県、日本赤十字社及び県内市町村関係者、献血功労者等）

○内容：

・式典（献血功労者及び団体の表彰、体験発表等）及びアトラクション

・会場内での企画展示

➢ 大会関係の献血運動推進標語・ポスター入賞作品等ほか、献血推進活動、鳥取県のPR（食・観光）、本県の医療・福祉に関する紹介等の展示を予定。

➢ あいサポート・アートとつとり特別展を同時開催。

(参考) 実行委員会委員（16名）

会長	鳥取県知事
副会長（2名）	鳥取県医師会長、鳥取県副知事
委員（14名）	厚生労働省医薬局長、日本赤十字社血液事業本部長、鳥取県歯科医師会長、鳥取県薬剤師会長、鳥取県看護協会会長、鳥取県市長会長、鳥取県町村会長、米子市長、日赤鳥取県支部事務局長、鳥取県赤十字血液センター所長、鳥取県警察本部警備部長、鳥取県福祉保健部長、鳥取県学生献血推進協議会加盟サークル所属の学生（2名）
監事	鳥取県会計管理者

令和7年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位 : 千円)

款項目 節	4款 衛 生 費									
				1項 公衆衛生費						
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額		
1 報酬	96,087		96,087	46,200		46,200	1,344		1,344	
2 給料	708,796		708,796	140,976		140,976				
3 職員手当等	527,814		527,814	88,255		88,255				
4 共済費	261,542		261,542	55,925		55,925				
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	576,063		576,063	12,380		12,380	184		184	
8 旅費	28,502		28,502	13,153		13,153	66		66	
費用弁償	3,981		3,981	2,076		2,076				
普通旅費	9,192		9,192	2,334		2,334				
特別旅費	15,329		15,329	8,743		8,743	66		66	
9 国際費										
10 需用費	62,897		62,897	27,527		27,527				
11 役務費	33,111		33,111	11,630		11,630				
12 委託料	573,605		573,605	305,831		305,831	60,852		60,852	
13 使用料及び賃借料	186,426		186,426	163,806		163,806				
14 工事請負費	27,258		27,258	9,518		9,518				
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	19,921		19,921	2,398		2,398				
18 負担金、補助及び交付金	6,725,015		6,725,015	764,979		764,979	4,241		4,241	
19 扶助費	1,155,984	208,152	1,364,136	1,155,864	208,152	1,364,016	989,023	208,152	1,197,175	
20 貸付金	974,108		974,108							
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	811,506		811,506							
25 寄附金	68,900		68,900	32,000		32,000				
26 公課費	125		125							
27 繰出金										
予備費										
計	12,837,660	208,152	13,045,812	2,830,442	208,152	3,038,594	1,055,710	208,152	1,263,862	
財源内訳	国庫支出金	3,864,782	104,076	3,968,858	1,340,314	104,076	1,444,390	516,264	104,076	620,340
	地方債	386,000		386,000	118,000		118,000	6,000		6,000
	その他の	1,092,822		1,092,822	1,378		1,378			
	一般財源	7,494,056	104,076	7,598,132	1,370,750	104,076	1,474,826	533,446	104,076	637,522

令和7年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位 : 千円)

款項目 節	福祉保健部 合計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	247,690		247,690	
2 給料	1,069,068		1,069,068	
3 職員手当等	753,370		753,370	
4 共済費	403,400		403,400	
5 災害補償費				
6 恩給及び退職年金				
7 報償費	1,423,754		1,423,754	
8 旅費	53,197		53,197	
費用弁償	8,386		8,386	
普通旅費	15,509		15,509	
特別旅費	29,302		29,302	
9 交際費	100		100	
10 需用費	85,881		85,881	
11 役務費	62,014		62,014	
12 委託料	1,714,056		1,714,056	
13 使用料及び賃借料	213,396		213,396	
14 工事請負費	35,598		35,598	
15 原材料費				
16 公有財産購入費				
17 備品購入費	20,345		20,345	
18 負担金、補助及び交付金	38,231,374		38,231,374	
19 扶助費	2,468,115	208,152	2,676,267	
20 貸付金	974,108		974,108	
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料	100,000		100,000	
23 投資及び出資金				
24 積立金	2,729,797		2,729,797	
25 寄附金	69,850		69,850	
26 公課費	125		125	
27 繰出金	3,004,882		3,004,882	
予備費				
計	53,660,120	208,152	53,868,272	
財源内訳	国庫支出金	8,787,850	104,076	8,891,926
	地方債	388,000		388,000
	その他の	3,339,442		3,339,442
	一般財源	41,144,828	104,076	41,248,904

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度 心身障がい者扶養共済 事業費	障がい福祉課	千円 972		千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 972	千円	千円	千円	千円 972 心身障害者扶養 共済システム保 守業務
令和7年度 看護職員等充足対策費	医療政策 課	699,861			令和8年度から 令和12年度まで	699,861				699,861 看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和7年度 献血運動推進全国大会 業務負担金	医療・保険 課	30,000			令和8年度	30,000				30,000

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 西伯郡南部町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金225,500円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和7年6月16日</p> <p>イ 事故発生場所 米子市東町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 225,500円 うち、保険支払額 195,500円、県費支出額 30,000円（うち、保険契約による免責額 30,000円） ・県側車両損害額 0円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 倉吉市新田356番地 天理教東陰分教会 代表役員 穀本 久実</p> <p>乙 鳥取市安長850番地1 株式会社トヨタレンタリース鳥取 代表取締役 西村 公秀</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金183,898円を甲に支払うものとすること。</p> <p>県と乙が契約している賃貸借契約において、県は、当該事故により生じる中途解約金387,828円を乙に支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和7年8月5日</p> <p>イ 事故発生場所 倉吉市小田地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、交差点で右折待ちのため停止していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 183,898円 うち、保険支払額 153,898円、県費支出額 30,000円（うち、保険契約による免責額 30,000円） ・県側車両損害額 387,828円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金98,967円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和7年8月26日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市東町一丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、信号待ちで停止した後、車線変更をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 98,967円 うち、保険支払額 68,967円、県費支出額 30,000円（うち、保険契約による免責額 30,000円） ・県側車両損害額 0円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県看護職員修学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (令和7年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり令和7年11月5日付で専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 米子市長砂町310番地5 澤田 涼子</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県看護職員修学資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>①借受者は、鳥取県看護職員修学資金貸付金について、一部の返還には応じたものの、その後は電話、訪問による支払督促等にも応じようとしていない。 ②令和7年3月に借受者に対して法的措置予告を送付したが反応がなかった。 ③令和7年8月に借受者に対する支払督促申立を米子簡易裁判所に行つたところ、借受者から異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟に移行することとなるため、訴訟を提起するとともに、仮執行の宣言を求めるものである。</p> <p>(4) 当該修学資金貸付金の返還滞納額 288,000円</p> <p><参考> 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。</p>